

# 7

平成30年8月から

## 高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変更されます

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「**高額医療・高額介護合算制度**」の所得区分が変更され、一部限度額が変わります（70歳未満の人のみの世帯は変更ありません）。

■ 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の人がいる 世帯	平成30年 7月算定分まで 所得区分			平成30年 8月算定分から 所得区分		
		現役並み 所得者	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者 医療制度で 医療を受ける 人がいる世帯	課税所得 690万円以上	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者 医療制度で 医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円		67万円	67万円	課税所得 380万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	一般	56万円	56万円	課税所得 145万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円				一般	67万円	67万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	低所得者Ⅱ	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円	低所得者Ⅰ*	31万円	31万円
						19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。  
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。  
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

# 8

平成30年10月から

## 福祉用具貸与について適正価格が公表されます

福祉用具貸与の利用者に対して、商品の**全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられます**。これにより、利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるようになります。また、適切な貸与価格を確保するため、全国平均貸与価格から一定の範囲内で上限額を設定します。



複数の商品の提示が義務づけられています

平成30年4月から、利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるように、機能や価格帯が違う商品の提示が義務づけられています。

# 9

平成30年4月から

## 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れるための施設として、**介護医療院が創設されました**。看取り・ターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護療養型医療施設の転換施設として創設されました。



# 10

平成30年4月から

## 「共生型サービス」が創設されました

介護保険と障害者福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。

対象となるサービスは「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護（予防を含む）」です。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

平成  
30年度

# 介護保険制度

## 改正のお知らせ



### 介護保険制度改正のポイント

掲載されている内容については、今後見直される場合があります。

- 1 平成30年4月から 介護保険サービスの利用者負担が変わりました
- 2 平成30年4月から 介護保険料が変わりました
- 3 平成30年8月から 65歳以上で所得の高い人は、利用者負担の割合が3割になります
- 4 平成30年4月から ふとんクリーンサービスの利用料が変わります
- 5 平成30年8月から 一定以上の所得がある人はサービスの利用料が変わります
- 6 平成30年10月から すっきりさわやかサービスの対象者が変わります
- 7 平成30年8月から 高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変更されます
- 8 平成30年10月から 福祉用具貸与について適正価格が公表されます
- 9 平成30年4月から 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました
- 10 平成30年4月から 「共生型サービス」が創設されました

草津市健康福祉部 介護保険課

☎077-561-2369 (直通) FAX 077-561-2480

# 1 平成30年4月から 介護保険サービスの利用者負担が変わりました

介護報酬の改定にともなって、介護保険サービスを利用したときに利用者が事業者等へ支払う金額が変更されます。ご利用されるサービスの種類によって、これまでと比べて、増額や減額となる場合があります。詳しくは、ケアマネジャーやサービス提供事業者、または介護保険課までお問い合わせください。

## 介護報酬とは

事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用のことです。

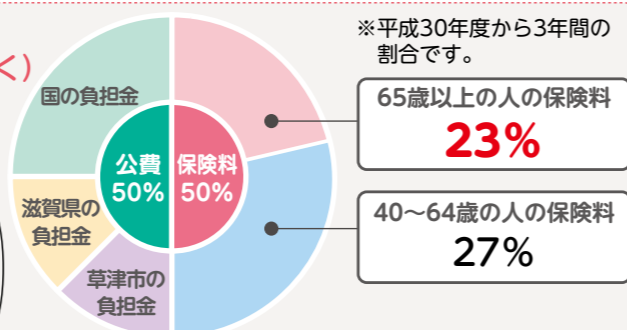
# 2 平成30年4月から 介護保険料が変わりました

平成30年度から3年間の介護保険料が決まりました。

また、介護保険の財源の負担割合が、**65歳以上の人**は22%から**23%**、**40～64歳の人**は28%から**27%**に変わりました。

## 介護保険の財源 (利用者負担分は除く)

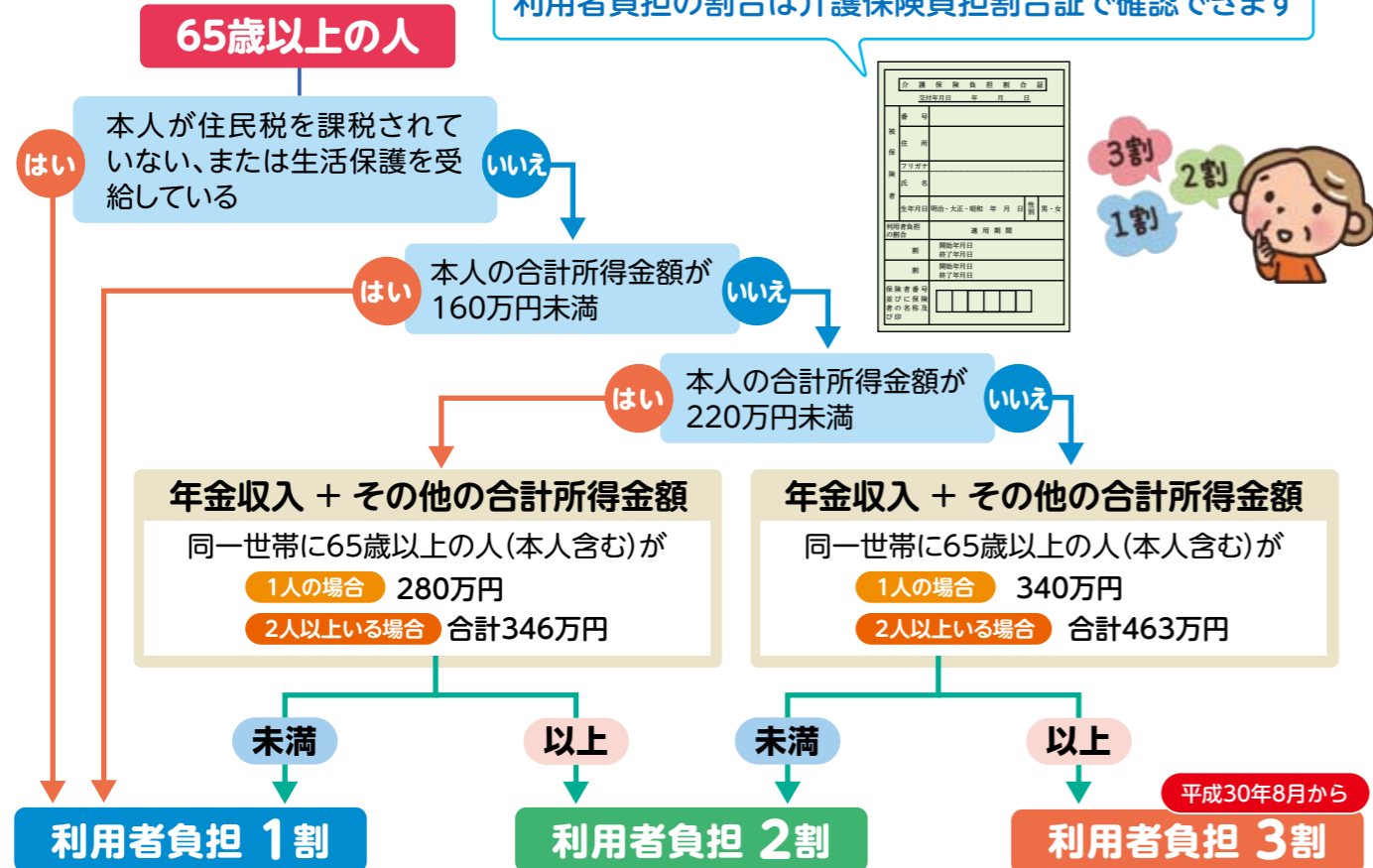
(国の負担金と第1号被保険者保険料の割合は、75歳以上の人口割合等の状況により、5%以内で調整されています。)



# 3 平成30年8月から 65歳以上で所得の高い人は、利用者負担の割合が3割になります

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。

利用者負担の割合は介護保険負担割合証で確認できます



# 4 平成30年4月から ふとんクリーンサービスの利用料が変わります

ふとんクリーンサービスの利用者負担額は、4月から委託業者との水洗い1回の契約額の1割（一部利用者は2割もしくは3割【下記参照】）になります。

# 5 平成30年8月から 一定以上の所得がある人はサービスの利用料が変わります

利用者負担のある以下のサービスについては、介護保険制度の改正に併せて、所得の高い人【3】を参照は、**利用料が3割程度になります。**

## 1 すっきりさわやかサービス (紙おむつの支給)・高齢者紙おむつ購入費助成事業

毎月1回ご自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

## 2 ふとんクリーンサービス

ふとんの水洗いのサービスを行います。

## 3 配食サービス

低栄養状態を改善するため、お弁当(昼食のみ)を自宅に配達します。対象者の状態に合わせて、おかゆやきざみ食などにもできます。

# 6 平成30年10月から すっきりさわやかサービスの対象者が変わります

すっきりさわやかサービスは、要支援者がサービスの対象外となります。なお、平成30年4月から介護保険制度の市町村特別給付として実施します。

上記の高齢者福祉サービスに関するお問い合わせは下記までお尋ねください。

草津市長寿いきがい課

☎077-561-2362 (直通) FAX 077-561-2480